

鏡野町地域公共交通計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月

鏡野町 まちづくり課

1. 目的

この実施要領は、鏡野町地域公共交通計画（以下「本計画」という。）策定支援業務（以下「本業務」という。）について、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績、優れた技術力及び信頼性を有する最も適した優先交渉権者を特定するために、行う公募型プロポーザル方式について必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

（1）業務名

鏡野町地域公共交通計画策定支援業務

（2）業務内容

別紙「鏡野町地域公共交通計画策定支援業務 仕様書」のとおり。

なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は本計画支援の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、町と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

（3）履行期間

契約締結日から令和8年3月23日まで

（4）契約金額の上限額

5,940,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（5）担当部署

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田660
鏡野町役場 まちづくり課
電話：0868-54-2982（直通）
メール：machi@town.kagamino.lg.jp

3. 委託業者選定方法

企画提案等による公募型プロポーザル

4. 参加資格

- （1）鏡野町プロポーザル方式の実施に関する基本要綱第7条に規定する要件
- （2）国税、県税及び市町村税を滞納している者でないこと
- （3）参加申申込後、請負業者決定までの間においても参加条件を満たすこと
- （4）過去3年以内に本業務に類似する業務実績を保持すること

5. 事業スケジュール

【表1】

内容		日時	備考
1	公告（実施要領等の公開）	令和7年5月12日（月）	鏡野町ホームページ
2	質問提出締切	令和7年5月16日（金）15時	メール
3	質問に対する回答	令和7年5月20日（火）	鏡野町ホームページ
4	参加表明書等の提出期限	令和7年5月23日（金）15時	持参又は郵送（必着）
5	辞退届提出締切	令和7年5月26日（月）15時	
6	審査会の開催案内	令和7年5月27日（火）	メール
7	審査会（ヒアリング）予定日	令和7年5月30日（金）午後予定	鏡野町役場
8	選定結果通知予定日	令和7年6月 2日（月）	メール
9	契約の締結	令和7年6月上旬	

6. 質疑書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、参加表明書、企画提案書などの作成及び提出に関する事項並びに本業務の実施に関する事項に限り、審査及び評価に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

（1）提出期間

令和7年5月16日（金）15時まで

（2）提出先

2.（5）に掲げる担当部署

（3）提出方法

質疑書（様式7号）により、電子メールにて提出。

件名は「鏡野町地域公共交通計画策定支援業務に関する質疑」とし、必ず受信の確認を行うこと。

（4）回答方法

令和7年5月20日（火）に、鏡野町ホームページ上に掲載する。

7. 参加表明書及び企画提案書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり必要書類等を別紙「鏡野町地域公共交通計画策定支援業務 仕様書」等を参照し提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月23日(金)15時まで(必着)

(2) 提出先

2.(5)に掲げる担当部署

(3) 提出方法

持参又は郵送で提出

(郵送の場合は、特定記録郵便等の発送の事実を証明することができる方法とする。)

(4) 提出書類

- ① 参加表明書(様式第1号)
- ② 企画提案書(任意様式)
- ③ 法人概要書(様式第2号)
- ④ 業務実績調書(様式第3号)
- ⑤ 業務実施体制調書(様式第4号)
- ⑥ 実施スケジュール(任意様式)
- ⑦ 見積書(様式第5号)
- ⑧ 業務に係る事業費積算内訳書(様式第6号)

(5) 提出部数

正本1部、副本8部(①、③、④は副本1部)

(6) その他

- ・ 提出書類は、A4 サイズで作成し、ホチキス又はクリップ等で綴じて提出すること。
- ・ 正本は企画提案者名を記載し、副本(①、③、④を除く)は企画提案者が特定できる記載はすべて削除すること。

8. 企画提案書等の審査及び評価

本プロポーザルは、下記の審査にて評価を行い、最も評点の高い者を優先交渉権者とする。評点が同点であった場合は、審査会において順位を決定する。

なお、提案者が1者であっても審査及び評価を行い、基準(総評点の6割以上)を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者に特定する。

(1) 事前審査

提出書類は担当部署において事前に内容を確認し、必要があれば提案者に対し、問い合わせ等を行う。

(2) ヒアリングの実施

期日までに提出のあった提案者を対象に、提出された企画提案書等を基にヒアリング審査を実施する。

ヒアリング審査の実施要領は下記のとおり。

- ① 実施予定日 令和7年5月30日(金)午後開催 予定
- ② 実施場所 鏡野町役場 危機管理センター 予定
- ③ ヒアリング
 - ・ 1者につき40分(説明25分以内、質疑15分程度)を予定
 - ・ ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出期限後の差し替え及び追加資料の提出は不可とする。
 - ・ 出席者は3名以内とする。
 - ・ ヒアリングの日時・場所等は、参加表明書等を提出した提案者に別途通知を行う。
 - ・ 説明時にプロジェクターを使用する場合は、町で用意したスクリーン、プロジェクター及び HDMI ケーブルを使用すること。

(3) 評価項目

ヒアリング審査における評価項目は下記のとおりとし、評価項目の詳細及び配点については、別紙「審査基準表」のとおり。

- ・ 本業務に類する業務実績を十分に有しているか。
- ・ 業務担当者は、必要な知識、経験、能力を有し、ヒアリング時等の質問に対する回答は的確なものであるか。また、取組姿勢に熱意を感じるか。
- ・ 本業務の趣旨を十分理解し、本町の特性を捉えた提案内容になっているか。
- ・ 本計画を策定する上での課題と解決方法について、独自性、先進性のある提案内容になっているか。
- ・ 提案される見積書の額が上限額の範囲内で、適当な金額となっているか。

(4) 優先交渉権者(契約候補者)の特定

優先交渉権者に対しては「特定通知書」により、通知を行う。

(5) 契約締結交渉

審査会において、優先交渉権者と特定された提案者と町は契約交渉を行う。なお、契約交渉が不調となったときは、次に評点が高かった提案者と契約交渉を行うこととする。

(6) 結果の公表

審査会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に公表するものとする。

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者、又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 提案価格(見積額)が、2(4)に掲げる予算規模を超過しているとき。
- (4) 企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。
- (5) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (6) ヒアリング審査に出席しなかったとき。
- (7) 次のいずれかの行為を行ったとき。

- ア 審査会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること。
- イ 他の提案参加者と応募内容またはその意図について相談を行うこと。
- ウ 受託候補者選定終了までに、他の提案参加者に対して応募内容を意図的に開示すること。

(8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。

10. 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本プロポーザルにより特定した優先交渉権者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

(2) 支払方法

業務完了後の一括払いとする。

11. その他

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。また、持参以外の方法による提出の場合、書類の不達及び遅配を原因として提案参加者に不利益が生じても、本町はこの責を負わない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加資格停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類はいかなる理由であっても返還はしない。
- (4) 提出された書類の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録、保存などを行う。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明、ヒアリング審査等に係る費用は、提案参加者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、事由発生後速やかに辞退届（様式第8号）を提出すること。なお、取下げによる不利益な取扱いはないものとする。
- (7) 本プロポーザル選考過程等により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (8) 仕様書は、事業者選定に当たり本業務に対する発注者の考えをまとめたものであり、契約締結時に発注者・受託者が協議の上、内容を確認し、変更できるものとする。